

## 完全週休2日制モデル工事における経費補正等基準（一般土木工事編）

令和3年7月

契約検査課

石岡市が発注する完全週休2日制モデル工事の実施要領（以下「要領」という。）第4条に示す「別に定める経費補正等基準」のうち、一般土木工事に係るものについては下記のとおりとする。

### 記

#### 1 本基準の対象

茨城県積算基準及び標準歩掛（土木編）に基づき予定価格を算定のうえ石岡市が発注する完全週休2日制モデル工事を対象とする。

#### 2 経費補正等の実施について

##### （1）発注者指定型の場合

- ・当初発注の予定価格算定において、3による経費補正等を実施する。
- ・3（1）の経費補正係数については、区分Cを適用する。なお、現場閉所日確保率が100%未満となった場合は、当該補正を解除（設計変更減）する。

##### （2）受注者希望型の場合

・契約後の受発注者協議により完全週休2日での施工が決定した場合、3による経費補正等を設計変更時に実施する。

- ・3（1）の補正係数については、現場閉所日確保率に応じて決定する。
- ・現場閉所日確保率が75%未満となった場合は、経費補正は行わない。

#### 3 経費補正等の基準

##### （1）経費補正係数

ア 経費補正は、以下の表による。

現場閉所日確保率	【区分A】 75%以上 87.5%未満 (4週6休以上 4週7休未満)	【区分B】 87.5%以上 100%未満 (4週7休以上 4週8休未満)	【区分C】 100%以上 (4週8休以上)
労務費に対する補正係数	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）に対する補正係数	1.01	1.03	1.04
共通仮設費に対する補正係数	1.02	1.03	1.04
現場管理費に対する補正係数	1.03	1.04	1.06

イ アにおける現場閉所日確保率は、以下の算式による。

$$\text{現場閉所日数}(\ast 2) = \frac{\text{工事期間中}(\ast 1)\text{の土曜日, 日曜日のうち現場閉所した実績日数}(\ast 2)}{\text{工事期間中}(\ast 1)\text{の土曜日, 日曜日の総日数}} \times 100\%$$

確保率 (%)

※1 工事着手日から工事完了日までの期間とする。ただし、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止とした期間、夏季・年末年始休暇期間は除く。

※2 要領第7条第2項による振替現場閉所日も含める。また、発注者の指示や緊急対応等により現場閉所ができなかった日についても、現場閉所した日とみなす。

付則

この基準は、令和3年4月1日以降に公告又は指名をする完全週休2日制モデル工事から適用する。